イ　被相続人居住用家屋　当該被相続人居住用家屋の譲渡の日前二年以内 ロ　既存居住用家屋（ハに掲げるものを除く。）　当該既存居住用家屋の取得の日前二年以内 ハ　法第三十六条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における既存居住用家屋で令第二十四条の二第三項第一号ロに規定する耐火建築物に該当しないもの　当該既存居住用家屋の取得の日の二年前の日から法第三十六条の二第一項に規定する譲渡の日の属する年の十二月三十一日（同条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第二項に規定する取得期限）までの期間	（新設）
二　法第三十五条第三項の規定の適用を受けようとする者が譲渡した被相続人居住用家屋又は法第三十六条の二第一項、第四十一条第一項、第七十条の二第一項若しくは第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した既存居住用家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し（前号イからハまでに掲げる家屋の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める期間内に評価されたもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）	（新設）
三　法第三十六条の二第一項、第四十一条第一項、第七十条の二第一項又は第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した既存居住用家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約であって、第一号ロ及びハに掲げる家屋の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める期間内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類 イ・ロ　（略）	（新設）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の七の規定に基づき、平成二十六年国土交通省告示第四百三十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則第七条の七に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二十四第三項及び第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した耐震基準不適合既存住宅（同法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。）であってその取得の日以後に同法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修が行われたもの（以下「耐震改修住宅」という。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百八号）第三章及び第五章の四の規定又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十七条の十八第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建	地方税法施行規則第七条の七に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。 一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した耐震基準不適合既存住宅（同項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。）であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修が行われたもの（以下「耐震改修住宅」という。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百八号）第三章及び第五章の四の規定又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十七条の十八第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建